

認可外保育施設及び子どもの預かりサービスに関する
調査の結果について

平成26年6月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

目次

○調査の対象及び内容	2
○調査の概要	3
○調査の結果	
I. 認可外保育施設及びその他子どもを預かる施設・事業の実態調査	6
II. 子どもの預かりサービスを実施する事業者の実態調査	28
III. 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの実態調査	39
○参考資料	
調査票	47
児童福祉法等の条文	62

調査の対象及び内容

平成 26 年 3 月 17 日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の施設以外での子どもの預かりサービスの規制の在り方等について検討する必要がある、次のように子どもの預かりサービス等に関する実態を調査した。

	調査の対象	調査の内容
I	都道府県、指定都市、中核市	<ul style="list-style-type: none">・認可外保育施設に対する届出制の導入状況・届出対象外の認可外保育施設の状況・子どもの預かりサービスに関する状況
	市町村（特別区含む）	
II	子どもの預かりサービスを実施する事業者	<ul style="list-style-type: none">・子どもの預かりサービスに関する状況
III	子どもの預かりサービスのマッチングサイト	

調査の概要

I. 認可外保育施設及びその他子どもを預かる施設・事業の実態調査

1. 調査目的

児童福祉法第 59 条の 2 及び同法施行規則第 49 条の 2 に規定する届出対象外の認可外保育施設及びその他子どもを預かる施設・事業（以下「認可外保育施設等」）について、都道府県、指定都市及び中核市での把握方法及び実態並びに家庭的保育事業の実態について調査し、認可外保育施設等に関する今後の対策の検討に当たっての基礎資料とする。

2. 調査対象

- ① 都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設等
 - ・児童福祉法施行規則第 49 条の 2 に規定する届出対象外の認可外保育施設（ただし、地方自治体が児童福祉法施行規則第 49 条の 2 に定める届出対象外の認可外保育施設について独自に届出制を導入している場合は、地方自治体における届出制の範囲で調査を実施）
 - ・上記以外のものであり、保育の対価を得て実施しているもの
- ② 市町村における家庭的保育事業等（国庫補助対象、地方単独保育施策、家庭的保育事業に類するもの）

3. 調査事項

- ① 認可外保育施設等に関する調査は、基本票と詳細票で調査を実施
 - ・基本票：地方自治体が定める認可外保育施設の届出対象範囲、届出対象外の認可外保育施設等の把握方法 等
 - ・詳細票（児童福祉法施行規則第 49 条の 2 に規定する届出対象外の認可外保育施設）：開所時間、定員、利用児童、苦情への対応 等
 - ・詳細票（上記以外の施設・事業）：利用児童、従事者、苦情への対応 等
- ② 家庭的保育事業等に関する調査：開所時間、定員、利用児童 等

4. 回収状況

都道府県、指定都市及び中核市（平成 25 年度末時点）の全 109 自治体から回答を得た。

Ⅱ. 子どもの預かりサービスを実施する事業者の実態調査

1. 調査目的

子どもの預かりサービスを実施する事業者を対象に調査を行い、実態を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料とする。

2. 調査対象

現状、国及び地方自治体において、子どもの預かりサービスを実施する事業者を把握していないことから、調査の対象は、子どもの預かりサービスに関する事業を実施している団体等の協力を得て実施した。

- ・公益社団法人全国保育サービス協会（ベビーシッターに関する研修等を実施している団体）を通じ、当該協会の加盟事業者に依頼

<http://acsa.jp/>

- ・一般財団法人こども未来財団（ベビーシッター育児支援事業を実施している団体）を通じ、ベビーシッター育児支援割引券の対象事業者に依頼

<http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/>

- ・個別に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課において把握した全国保育サービス協会非加盟事業者に依頼

3. 調査事項

事業者情報、利用料、研修、保育者の資格 等

4. 回収状況

108事業者のうち、44事業者から回答を得た。（回収率 40.7%）

Ⅲ. 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの実態調査

1. 調査目的

子どもの預かりサービスのマッチングサイトについて、インターネット上の掲載内容の調査を行い、実態を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料とする。

2. 調査対象

現状、国及び地方自治体において、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを把握していないことから、個別に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課において把握したマッチングサイトに依頼

3. 調査事項

マッチングサイトに関する情報、保育者の資格、利用料 等

4. 回収状況

8サイトのうち、5サイトから回答を得た。(回収率 62.5%)

調査の結果

I : 認可外保育施設及びその他子どもを預かる施設・事業の実態調査

1. 都道府県等における認可外保育施設に対する届出実態等について

○ 都道府県等における認可外保育施設に対する届出制の導入状況

児童福祉法施行規則第49条の2において規定している届出対象外の認可外保育施設について、都道府県、指定都市及び中核市の判断により、独自に届出制を「導入している」ところは2自治体であり、「導入していない」ところは106自治体であった。

表 I-1-1 : 認可外保育施設に対する届出制の導入状況

	自治体数
導入している	2
導入していない	106
その他 ※	1
合計	109

※ 認可外保育施設に関する届出等に関する権限を市町村に委譲しており、市町村において取扱が異なると報告があったため、「その他」として計上している。

(1) 届出制を導入している都道府県等における認可外保育施設の届出対象の範囲

児童福祉法施行規則第49条の2において規定している届出対象外の認可外保育施設について、都道府県、指定都市及び中核市における判断で独自に届出制を導入している2自治体においては、それぞれの区分で「全ての施設」を対象として届出制を導入している。

表 I-1-2 : 認可外保育施設に対する届出対象の導入範囲

区分	自治体数 ※1	届出対象	その他 ※2	届出対象
小規模施設 (規則第49条の2第1号(イからへ以外))	2	全ての施設	1	全ての施設
事業所内保育施設 (規則第49条の2第1号イからハまで)	2	全ての施設	1	全ての施設
事業者が顧客のために設置する施設 (規則第49条の2第1号ニ)	2	全ての施設	1	全ての施設
親族間の預かり合い (規則第49条の2第1号ホ)	2	全ての施設	1	全ての施設
臨時に設置される施設 (規則第49条の2第2号)	1	全ての施設	1	全ての施設
幼稚園併設施設 (規則第49条の2第3号)	1	全ての施設	1	全ての施設

※1 前問において、認可外保育施設に対する届出制を導入していると回答した2自治体

※2 前問において、認可外保育施設に関する届出等に関する権限を市町村に委譲していると回答した1自治体

(2) 届出制を導入していない都道府県等における認可外保育施設等の把握方法

① 届出対象外である認可外保育施設等の把握の方法

児童福祉法施行規則第49条の2において規定している届出対象外の認可外保育施設等について、独自の届出制を導入していない都道府県、指定都市及び中核市において、届出対象外の認可外保育施設等を把握している91自治体のうち、どのような方法で把握しているかについては、「事業者からの相談」で把握しているところが82自治体と最も多かった。

なお、「その他」として、

- ・施設から任意で届出の提出を求める
- ・市町村等からの情報提供
- ・インターネットや広報誌等における検索

等の方法で把握している。

表 I-1-3 : 届出対象外認可外保育施設等の把握の方法 (複数回答)

	自治体数
補助事業等の実施に当たり把握	13
事業者からの相談(事業開始の前後を問わない)	82
住民からの連絡	28
建設や消防等、保育担当以外からの連絡	26
その他	37

② 届出対象外である認可外保育施設等の事業実態の把握方法

児童福祉法施行規則第49条の2において規定している届出対象外の認可外保育施設等について、独自の届出制を導入していない都道府県、指定都市及び中核市において、届出対象外の認可外保育施設等を把握している91自治体のうち、認可外保育施設等の事業実態の把握方法については、「運営状況の報告を求め把握」しているところが83自治体と最も多く、次いで「立入調査により把握」しているところが70自治体であった。

なお、「その他」の内容は、

- ・任意で届出の提出を求め、届出情報から把握
- ・電話による聞き取り
- ・インターネットや広報誌等における検索

等の方法で把握している。

表 I-1-4：届出対象外認可外保育施設等の事業実態の把握方法（複数回答）

	自治体数
運営状況の報告を求め把握	83
立入調査により把握	70
その他	17

③ 届出対象外である認可外保育施設等について把握している事業

児童福祉法施行規則第 49 条の 2 において規定している届出対象外の認可外保育施設等について、独自の届出制を導入していない都道府県、指定都市及び中核市において、届出対象外の認可外保育施設等を把握している 91 自治体のうち、届出対象外の認可外保育施設等について把握している事業については、「小規模施設」を把握しているところが 49 自治体であった。

なお、「その他」には、事業所内保育施設や院内保育施設等が含まれるため多くなっている。

表 I-1-5 : 届出対象外認可外保育施設等について把握している事業 (複数回答)

	自治体数
小規模施設	49
ベビーシッター(個人)	3
ベビーシッター(事業所)	6
出張保育 (保育者の居宅等でもなく、保護者の居宅でもない第3地で実施されるもの)	2
その他	64

※小規模施設：児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 1 号（イロハニホヘを除く）に定める施設。

2. 届出対象外の認可外保育施設等における具体的状況

(1) 届出対象外の認可外保育施設を把握している都道府県等の数

児童福祉法施行規則第 49 条の 2 に定める届出対象外の認可外保育施設を「把握している」都道府県、指定都市及び中核市は、109 自治体のうち 91 自治体であり、「把握していない」ところは 18 自治体であった。

表 I-2-1 : 届出対象外の認可外保育施設把握状況

	自治体数
把握している	91
把握していない	18
合計	109

(注 1) 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 に定める届出対象外の認可外保育施設について把握しているかどうかを調査。

同規則第 49 条の 2 で定める届出対象外の認可外保育施設について、独自の届出制を導入している 2 自治体は、「把握している」に区分している。

また、認可外保育施設に関する届出等に関する権限を市町村に委譲している 1 自治体は、県内の市町村において取扱が異なるが、市町村における届出対象外施設として把握している施設の報告があったため、「把握している」に区分している。

(注 2) 調査時点における都道府県等が把握している子どもの預かりサービスを調査しているため、報告があった都道府県等において、すべての子どもの預かりサービスを把握しているものではないことに留意が必要。

(2) 把握している認可外保育施設の数

都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設は、「合計」で3,637箇所であった。このうち、利用児童数や職員数を把握している施設数はともに9割超であった。

表 I-2-2：届出対象外の認可外保育施設における利用児童数等の把握状況

	箇所数 (箇所)	利用児童数(箇所数)				職員数(箇所数)			
		把握		不詳		把握		不詳	
小規模施設	178	166	93.3%	12	6.7%	164	92.1%	14	7.9%
その他	3,416	3,289	96.3%	127	3.7%	3,368	98.6%	48	1.4%
不詳	43	40	93.0%	3	7.0%	41	95.3%	2	4.7%
合計	3,637	3,495	96.1%	142	3.9%	3,573	98.2%	64	1.8%

※利用児童数と職員数の「不詳」については、自治体からの回答が「不明」「空欄」「－」などを集計しており、「0」と回答があったものは「把握」に区分している。

(3) 利用児童数等

都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設における定員数は「合計」で 67,631 人、利用児童数は「合計」で 49,895 人であった。

表 I-2-3 : 届出対象外の認可外保育施設における利用児童数等

	箇所数 箇所	定員数 人	利用児童数 人
小規模施設	178	916	523
その他	3,416	66,077	48,888
不詳	43	638	484
合計	3,637	67,631	49,895

(注)

小規模施設：児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 1 号（イロハニホヘを除く）に定める施設。

その他：小規模施設以外（具体的には、事業所内保育施設、事業者が顧客のために設置する施設、親族間の預かり合い、臨時に設置される施設、幼稚園併設施設等）の施設。

不詳：小規模施設又はその他が不明であったもの。

(参考：届出対象の認可外保育施設の状況)

箇所数：6,097 箇所

利用児童数：184,352 人

(出典) 平成 21 年地域児童福祉事業等調査

当該調査は、児童福祉法第 59 条の 2 に基づいて届出された全国の認可外保育施設を対象とし、その全数を客体として調査を実施(回収率 84.7%)しているが、届出対象と届出対象外の区分が困難な自治体は、届出対象外も含めて調査を実施していることに留意が必要。

(4) 職員数

都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設における職員数の状況をみると、「合計」で 20,506 人となっており、「うち保育士数」は 15,061 人（職員数に占める割合は 73.4%）となっている。保育士の割合については、「小規模施設」は 50.3%、「その他」は 74.1%となっている。

表 I-2-4：職員数と保育士数

	職員数 人	うち保育士数 人	職員に占める 保育士の割合 %
小規模施設	582	293	50.3%
その他	19,744	14,624	74.1%
不詳	180	144	80.0%
合計	20,506	15,061	73.4%

(参考：届出対象の認可外保育施設の職員数)

	保育従事者数 人	うち保育士数 人	職員に占める 保育士の割合 %
合計	41,071	25,402	61.8%
うち事業所内保育施設	6,134	4,533	73.9%

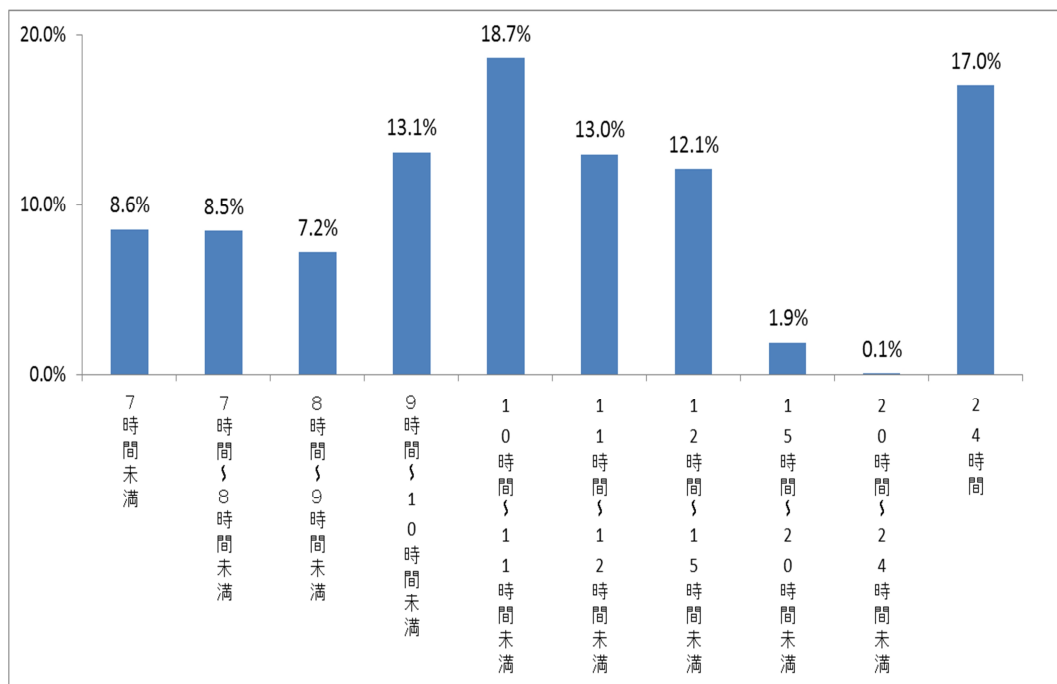
(注) 届出対象のデータは、平成 21 年地域児童福祉事業等調査を活用

当該調査は、児童福祉法第 59 条の 2 に基づいて届出された全国の認可外保育施設を対象とし、その全数を客体として調査を実施（回収率 84.7%）している。届出対象と届出対象外の区分が困難な自治体は、届出対象外も含めて調査を実施していることに留意が必要。

(5) 開所時間

都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設について、開所時間をみると、「10 時間～11 時間未満」の施設が 18.7%と最も多く、次いで「24 時間」の施設が 17.0%となっている。

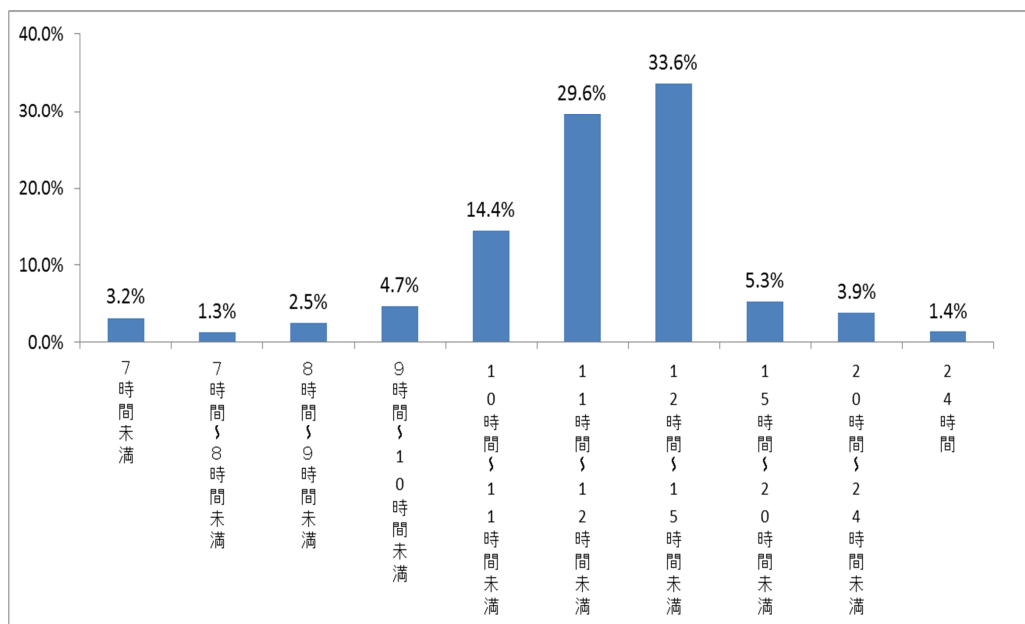
図 I-2：開所時間数



※ 「届出対象外」のうち、「小規模施設」で「24 時間」のところは 13 箇所

※ 開所時間が不詳の数（不詳を含めず割合を算出）：234 箇所

(参考：届出対象の認可外保育施設の開所時間数)



(注) 届出対象のデータは、平成21年地域児童福祉事業等調査を活用

当該調査は、児童福祉法第59条の2に基づいて届出された全国の認可外保育施設を対象とし、その全数を客体として調査を実施（回収率84.7%）している。届出対象と届出対象外の区分が困難な自治体は、届出対象外も含めて調査を実施していることに留意が必要。

(5) 立入調査の状況

都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設について立入調査の実施状況をみると、「合計」では 60.7%が実施している。「小規模施設」では 70.2%、「その他」では 60.2%について立入調査を実施している。

表 I-2-5：立入調査の実施状況
～届出対象外～

	合計 箇所数	調査実施		調査未実施		不詳	
		箇所数	割合	箇所数	割合	箇所数	割合
小規模施設	178	125	70.2%	53	29.8%	0	0.0%
その他	3,416	2,055	60.2%	1,208	35.4%	153	4.5%
不詳	43	28	65.1%	13	30.2%	2	4.7%
合計	3,637	2,208	60.7%	1,274	35.0%	155	4.3%

※1年間に限らず、これまでに立入調査を実施した場合は「調査実施」に区分されている。

(参考：届出対象の認可外保育施設における立入調査の実施状況)

	合計 箇所数	調査実施		調査未実施	
		箇所数	割合	箇所数	割合
ベビーホテル	1,682	1,311	77.9%	371	22.1%
その他の認可外保育施設	5,509	4,110	74.6%	1,399	25.4%
事業所内保育施設	649	215	33.1%	434	66.9%
合計	7,840	5,636	71.9%	2,204	28.1%

(出典) 平成 23 年度認可外保育施設の現況とりまとめ

※平成 24 年 3 月時点の情報。平成 23 年度に立入調査を実施した場合は「調査実施」に区分されている。

(6) 保険の加入状況

都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設について保険の加入状況を見ると、「合計」では 86.1%が加入している。「小規模施設」では 69.1%、「その他」では 87.0%が加入している。

表 I-2-6 : 保険の加入状況

	合計	加入している		加入していない		不詳	
	箇所数	箇所数	割合	箇所数	割合	箇所数	割合
小規模施設	178	123	69.1%	25	14.0%	30	16.9%
その他	3,416	2,972	87.0%	142	4.2%	302	8.8%
不詳	43	36	83.7%	4	9.3%	3	7.0%
合計	3,637	3,131	86.1%	171	4.7%	335	9.2%

(7) 苦情の把握状況

都道府県、指定都市及び中核市において把握している届出対象外の認可外保育施設について、都道府県、指定都市及び中核市において利用者からの苦情を把握しているかどうかについて調査したところ、「合計」で「苦情を把握」している箇所は 0.5%であった。

苦情を把握した際の対応としては、「立入調査や電話で指導」が主な対応であった。

表 I-2-7 : 苦情の把握状況

	合計	苦情を把握		苦情を把握していない		不詳	
	箇所数	箇所数	割合	箇所数	割合	箇所数	割合
小規模施設	178	3	1.7%	167	93.8%	8	4.5%
その他	3,416	12	0.4%	3,150	92.2%	254	7.4%
不詳	43	5	11.6%	31	72.1%	7	16.3%
合計	3,637	20	0.5%	3,348	92.1%	269	7.4%

3. 認可外保育施設以外で都道府県等が把握している子どもの預かりサービス（都道府県等において把握している届出対象外の認可外保育施設以外（「2. 届出対象外の認可外保育施設における具体的状況」以外のもの）であり、保育の対価を得て実施しているもの）

（1）子どもの預かりサービスを把握している都道府県等の数

子どもの預かりサービスを「把握している」都道府県、指定都市及び中核市は、109自治体のうち15自治体であり、「把握していない」ところは94自治体であった。

表 I-3-1：子どもの預かりサービス把握状況

	自治体数
把握している	15
把握していない	94
合計	109

（注）調査時点における都道府県等が把握している子どもの預かりサービスを調査しているため、報告があった都道府県等において、すべての子どもの預かりサービスを把握しているものではないことに留意が必要。

(2) 把握している子どもの預かりサービスの数

都道府県、指定都市及び中核市において把握している子どもの預かりサービスの数は、48 箇所であった。そのうち、ベビーシッターについてみると、「ベビーシッター（個人）」が 8 箇所、「ベビーシッター（事業所）」が 24 箇所であった。

このうち、「利用児童数」を「把握」しているものは、15 箇所（31.3%）であり、「職員数」を「把握」しているものは、33 箇所であった。

表 I-3-2：子どもの預かりサービスの数

	箇所数 (箇所)	利用児童数(箇所数)				職員数(箇所数)			
		把握		不詳		把握		不詳	
ベビーシッター(個人)	8	3	37.5%	5	62.5%	5	62.5%	3	37.5%
ベビーシッター(事業所)	24	4	16.7%	20	83.3%	19	79.2%	5	20.8%
出張保育	6	4	66.7%	2	33.3%	4	66.7%	2	33.3%
その他	10	4	40.0%	6	60.0%	5	50.0%	5	50.0%
合計	48	15	31.3%	33	68.8%	33	68.8%	15	31.3%

※ 「利用児童数」と「職員数」の「不詳」については、自治体からの回答が「不明」「空欄」「-」などを集計している。

※ 自治体において把握している例

- ・ 認可外保育施設を経営しており、認可外保育施設としての届出において子どもの預かりサービスを実施していることを確認。
- ・ 地方単独事業において児童の送迎サービスを実施しており、当該事業の実施の中で、子どもの預かりサービスを実施していることを確認。

(3) 苦情の把握状況

都道府県、指定都市及び中核市において把握している子どもの預かりサービスを実施しているものについて、都道府県、指定都市及び中核市において利用者からの苦情を把握しているかどうかについて調査したところ、「合計」で「苦情を把握」は1箇所であり、「苦情を把握していない」は27箇所であった。

表 I-3-3 : 苦情の把握状況

	箇所数 (箇所)	苦情を把握 (箇所)	苦情を把握していない (箇所)	不詳 (箇所)
ベビーシッター(個人)	8	0	6	2
ベビーシッター(事業所)	24	1	9	14
出張保育	6	0	5	1
その他	10	0	7	3
合計	48	1	27	20

(参考：PIO-NET における相談件数の推移)

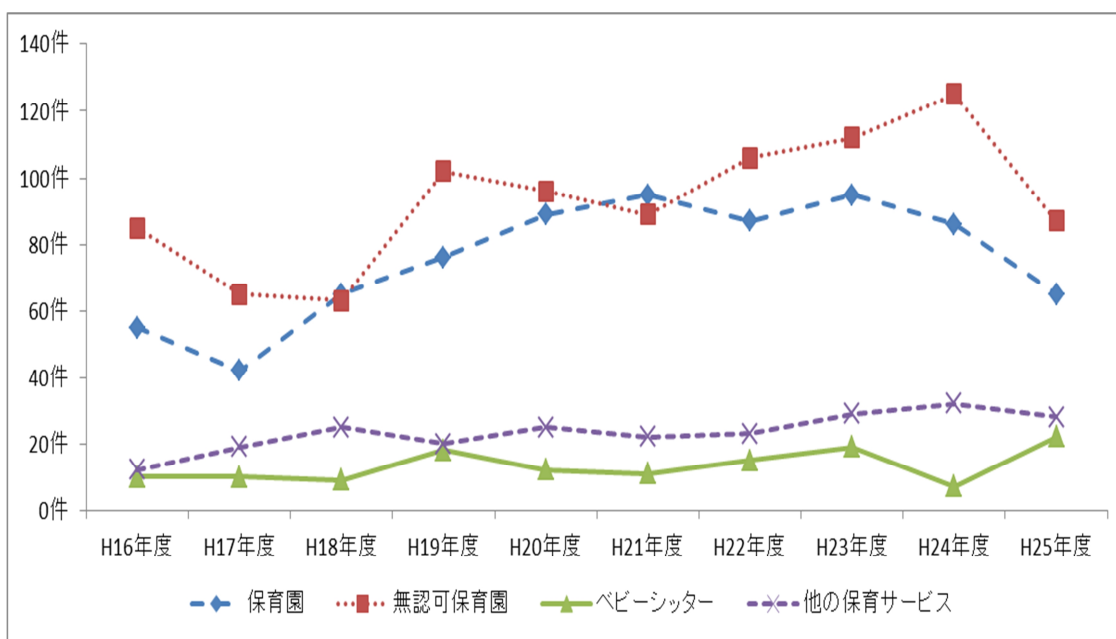
※ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

(単位:件)

項目(※)	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
保育園	55	42	65	76	89	95	87	95	86	65
無認可保育園	85	65	63	102	96	89	106	112	125	87
ベビーシッター	10	10	9	18	12	11	15	19	7	22
他の保育サービス	12	19	25	20	25	22	23	29	32	28

(注) 平成 26 年 4 月 3 日までの登録分

(※) 項目については、PIO-NET における分類



ベビーシッターについての主な相談

- ・担当シッターに不安を感じたため利用前に解約したが、料金を請求される
- ・保育内容に不満
- ・会員になったが、利用したいときに利用できない

4. 家庭的保育事業等に関するもの

(1) 家庭的保育事業等を把握している自治体の数

家庭的保育事業等を「把握（実施）している」市町村は、1,742 市町村（平成 25 年度末時点）のうち 124 自治体であり、「把握（実施）していない」ところは 1,618 自治体であった。

表 I-4-1 : 家庭的保育事業等の把握状況

	自治体数
把握（実施）している	124
把握（実施）していない	1,618
合計	1,742

※「家庭的保育事業等」の定義

- ・国庫補助事業として実施する家庭的保育事業

研修を受けた保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携しながら、自身の居宅等において保育を実施する事業。

- ・国庫補助事業として実施するグループ型小規模保育事業

研修を受けた保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携しながら、複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する事業（最大 3 ユニットまで）。

- ・地方単独保育施策による家庭的保育事業

児童福祉法第 34 条の 15 に規定する家庭的保育事業（児童福祉法施行規則の基準に則り行われるもの）であって、国からの補助を受けずに実施する事業。

- ・家庭的保育事業に類するもの

上記以外のもので家庭的保育事業に類するもの。

(2) 把握している家庭的保育事業等の数

市町村において把握している家庭的保育事業等の数は、1,772 箇所であった。このうち、利用児童数や職員数について市町村が把握していないものはなかった。

表 I-4-2：市町村における家庭的保育事業等の把握状況

	箇所数 (箇所)	利用児童数(箇所数)		職員数(箇所数)	
		把握	不詳	把握	不詳
国庫補助 家庭的保育事業	1,021	1,021	0	1,021	0
国庫補助 グループ型小規模保育事業	118	118	0	118	0
地方単独保育施策による家庭的保育事業	504	504	0	504	0
家庭的保育事業に類するもの	129	129	0	129	0
合計	1,772	1,772	0	1,772	0

※ 児童福祉法において、家庭的保育事業を実施する場合は、市町村は都道府県に届出を行うこととされている。

市町村において把握している家庭的保育事業等の利用児童数をみると、「合計」で7,493 人であった。そのうち、「国庫補助 家庭的保育事業」が4,353 人と最も多く、次いで「地方単独保育施策による家庭的保育事業」が1,600 人であった。

表 I-4-3：家庭的保育事業等の利用児童数

	箇所数 箇所	定員 人	利用児童 人
国庫補助 家庭的保育事業	1,021	4,848	4,353
国庫補助 グループ型小規模保育事業	118	1,216	1,056
地方単独保育施策による家庭的保育事業	504	1,733	1,600
家庭的保育事業に類するもの	129	490	484
合計	1,772	8,287	7,493

※ 調査回答の中には、家庭的保育事業において、1 法人等で複数の家庭的保育事業を実施している場合、箇所数は1 箇所とされ、定員数や利用児童数に複数箇所の人数が入っているものが含まれているため、家庭的保育事業の定員（5名）を上回っているケースがある。

(3) 職員数

市町村において把握している家庭的保育事業等の職員数の状況をみると、「合計」で5,225人となっており、「うち保育士数」は2,733人（職員数に占める割合は52.3%）となっている。保育士の割合については、「国庫補助 グループ型小規模保育事業」が62.5%と最も多く、次いで「国庫補助 家庭的保育事業」が52.4%となっている。

表 I-4-4 : 職員数と保育士数

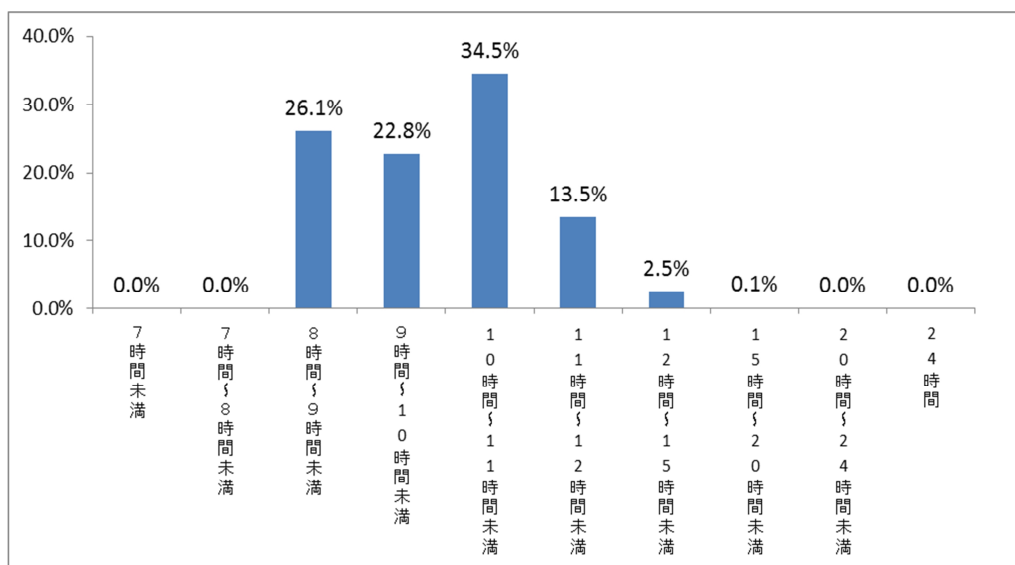
	職員数 人	うち保育士数 人	職員に占める 保育士の割合 %
国庫補助 家庭的保育事業	3,167	1,658	52.4%
国庫補助 グループ型小規模保育事業	859	537	62.5%
地方単独保育施策による家庭的保育事業	865	394	45.5%
家庭的保育事業に類するもの	334	144	43.1%
合計	5,225	2,733	52.3%

※ 職員数や保育士数には、家庭的保育者だけではなく、家庭的保育補助者等の従事者が含まれる。

(4) 開所時間

市町村において把握している家庭的保育事業等について、開所時間をみると、「10時間～11時間未満」が34.5%と最も多く、次いで「8時間～9時間未満」が26.1%となっている。

図Ⅱ-4：開所時間数



※ 開所時間が不詳の数（不詳を含めず割合を算出）：9箇所

(5) 保険の加入状況

市町村において把握している家庭的保育事業等について保険の加入状況を見ると、「合計」で99.0%が加入している。

表 I-4-5 : 保険の加入状況

	合計	加入している		加入していない		不詳	
	箇所数	箇所数	割合	箇所数	割合	箇所数	割合
国庫補助 家庭的保育事業	1,021	1,007	98.6%	0	0.0%	14	1.4%
国庫補助 グループ型小規模保育事業	118	118	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方単独保育施策による家庭的保育事業	504	504	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
家庭的保育事業に類するもの	129	125	96.9%	1	0.8%	3	2.3%
合計	1,772	1,754	99.0%	1	0.1%	17	1.0%

(6) 苦情の把握状況

市町村において把握している家庭的保育事業等について、市町村において利用者からの苦情を把握しているかどうかについて調査したところ、「合計」で「苦情を把握」している箇所は6.0%であった。

苦情を把握した際の対応としては、「担当課や家庭的保育支援者による対応」が主な対応であった。

表 I-4-6 : 苦情の把握状況

	合計	苦情を把握		苦情を把握していない		不詳	
	箇所数	箇所数	割合	箇所数	割合	箇所数	割合
国庫補助 家庭的保育事業	1,021	46	4.5%	918	89.9%	57	5.6%
国庫補助 グループ型小規模保育事業	118	14	11.9%	102	86.4%	2	1.7%
地方単独保育施策による家庭的保育事業	504	23	4.6%	477	94.6%	4	0.8%
家庭的保育事業に類するもの	129	23	17.8%	105	81.4%	1	0.8%
合計	1,772	106	6.0%	1,602	90.4%	64	3.6%

Ⅱ. 子どもの預かりサービスを実施する事業者の実態調査

1. 事業者情報について

(1) 事業開始時期

子どもの預かりサービスについて、平成5年以前（21年以上前）から実施している事業者が、44事業者のうち19事業者（43.2%）であった。

表Ⅱ-1-1：事業開始時期

事業開始時期	事業者数	割合
5年以内(H21～H25)	4	9.1%
10年以内(H16～H20)	4	9.1%
15年以内(H11～H15)	8	18.2%
20年以内(H6～H10)	9	20.5%
21年以上(～H5)	19	43.2%

(2) 利用件数

子どもの預かりサービスを実施している事業者の年間利用件数をみると、44事業者のうち、「2,000件未満」が14事業者（31.8%）と最も多く、次いで「8,000件以上」が10事業者（22.7%）であった。

表Ⅱ-1-2：年間利用件数

年間利用件数	事業者数	割合
2,000件未満	14	31.8%
2,000件以上4,000件未満	7	15.9%
4,000件以上6,000件未満	1	2.3%
6,000件以上8,000件未満	3	6.8%
8,000件以上	10	22.7%
未回答	9	20.5%

(3) 保育者の人数

子どもの預かりサービスを実施している事業者が雇用等している保育者数をみると、44事業者のうち、雇用等している保育者が「100人未満」が25事業者（56.8%）と最も多く、次いで「100人以上200人未満」が7事業者（15.9%）であった。

表Ⅱ-1-3：事業者が雇用等している保育者数

保育者数	事業者数	割合
100人未満	25	56.8%
100人以上200人未満	7	15.9%
200人以上300人未満	2	4.5%
300人以上400人未満	3	6.8%
400人以上	6	13.6%
未回答	1	2.3%

(4) 事業者としての賠償責任保険の加入

事業者としての賠償責任保険への加入状況を見ると、44事業者の事業者すべてが加入している。

表Ⅱ-1-4：事業者としての賠償責任保険の加入状況

	事業者数	割合
加入あり	44	100%
加入なし	0	0%

(5) 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」のHP上の掲載

厚生労働省が公表している「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」について事業者のHP上に掲載「あり」が44事業者のうち22事業者（50.0%）であった。

表Ⅱ-1-5：「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」のHP上の掲載

留意点の掲載	事業者数	割合
あり	22	50.0%
なし	19	43.2%
掲載予定	3	6.8%

2. 保育者について

(1) 採用等

事業者が保育者を採用等するに当たっての基準として、資格・免許の保有や育児経験等を基準としているところは、44事業者のうち40事業者(90.9%)であり、基準としていないところは4事業者(9.1%)であった。

表Ⅱ-2-1：採用等に当たって基準（資格・免許の保有や育児経験等）

	事業者数	割合
資格・免許の保有や育児経験等を基準	40	90.9%
基準としていない	4	9.1%

資格・免許の保有や育児経験等を基準としている事業者のうち、「保育士」を基準としている事業者が、40事業者のうち39事業者(97.5%)と最も多く、次いで「幼稚園教諭」が36事業者(90.0%)、「育児経験」が32事業者(80.0%)であった。

表Ⅱ-2-2：採用等に当たって基準とする資格・免許・育児経験等（複数回答）

	事業者数	割合
保育士	39	97.5%
家庭的保育者	15	37.5%
家庭的保育補助者	9	22.5%
育児経験	32	80.0%
認定ベビーシッター	30	75.0%
幼稚園教諭	36	90.0%
小中高教諭	20	50.0%
看護師等	23	57.5%
その他	14	35.0%

(2) 資格者

事業者には雇用等されている保育者に、資格・免許等を有している者がどの程度いるかみると、「保育士資格」を有する者が「25%未満」の事業者が43事業者のうち17事業者(39.5%)であり、約6割の事業者は、保育者4人のうち1人以上は保育士資格を有している結果であった。

表Ⅱ-2-3：雇用等している保育者に占める資格・免許等の保有状況(複数回答)

保育者に占める 資格・免許保有者割合	保育士		家庭的保育者		家庭的保育補助者		認定ベビーシッター	
	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
25%未満	17	39.5%	38	88.4%	43	100.0%	39	90.7%
25%以上50%未満	14	32.6%	3	7.0%	0	0.0%	3	7.0%
50%以上75%未満	7	16.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
75%以上	5	11.6%	2	4.7%	0	0.0%	1	2.3%

保育者に占める 資格・免許保有者割合	幼稚園教諭		小中高教諭		看護師等	
	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
25%未満	26	60.5%	42	97.7%	43	100.0%
25%以上50%未満	13	30.2%	1	2.3%	0	0.0%
50%以上75%未満	3	7.0%	0	0.0%	0	0.0%
75%以上	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%

(3) 研修

①研修の実施等状況

研修の実施等状況をみると、44事業者の事業者すべてが「採用時研修」を実施等している。「現任研修」を実施等している事業者は38事業者(86.4%)となっている。

表Ⅱ-2-4：研修の実施状況(複数回答)

	事業者数	割合
採用時研修	44	100.0%
現任研修	38	86.4%
研修なし	0	0.0%

②採用時の研修

採用時の研修実施等の状況をみると、44事業者のうち「独自研修の実施」をしている事業者が43事業者（97.7%）で最も多かった。

表Ⅱ-2-5：採用時研修の実施状況（複数回答）

研修内容	事業者数	割合
全国保育サービス協会実施の研修を受講させている（新任研修会）	13	29.5%
全国保育サービス協会実施の研修を受講させている（現任Ⅰ研修会）	11	25.0%
独自研修の実施	43	97.7%
研修なし	0	0.0%

採用時に「独自研修を実施」している43事業者の研修時間をみると、「5時間未満」が15事業者（34.9%）と最も多かった。

表Ⅱ-2-6：独自研修（採用時）の実施状況

独自研修の研修時間	事業者数	割合
独自研修（5時間未満）	15	34.9%
独自研修（5時間以上10時間未満）	10	23.3%
独自研修（10時間以上15時間未満）	8	18.6%
独自研修（15時間以上）	10	23.3%

③現任研修

勤務しながら（現任）の研修実施等の状況をみると、44事業者のうち「独自研修の実施」をしている事業者が39事業者（88.6%）で最も多かった。

表Ⅱ-2-7：現任研修の実施状況（複数回答）

研修内容	事業者数	割合
全国保育サービス協会実施の研修を受講させている（新任研修会）	15	34.1%
全国保育サービス協会実施の研修を受講させている（現任Ⅰ研修会）	16	36.4%
独自研修の実施	39	88.6%
研修なし	0	0.0%

3. 利用について

(1) 利用の流れ

利用の流れとしては、「利用申し込みの後、事業者が利用者の希望を聴取の上、保育者の人選を行い、保育を実施する」事業者が多かった。

(2) 利用申込

①利用者が事前に確認できる事業者の情報

利用者が事前に確認できる事業者の情報をみると、44の事業者すべてにおいて、「連絡先」、「利用料」、「保険の加入状況」を確認できる。また、こうした情報の確認方法としては、「HP上」が多い。

表Ⅱ-3-1：利用者が事前に確認できる事業者の情報と確認方法（複数回答）

確認事項	確認可能な事業者数	確認方法(事業者数)						
		HP上	面談時(書面)	面談時(口頭)	契約時(書面)	契約時(口頭)	求めに応じて	その他
連絡先	44	36	5	0	2	0	1	0
利用料	44	32	6	0	4	0	1	1
資格・経験の有無	41	4	2	6	5	6	15	3
研修内容	34	6	4	4	0	0	17	3
賠償責任保険の加入状況	44	23	5	1	7	1	4	3
付加的サービス内容	43	21	4	0	6	1	6	5

②利用に当たっての入会金・年会費

利用に当たって利用者が事業者を支払う入会金や年会費の状況をみると、「入会金」については、44事業者のうち「1万円以上2万円未満」の事業者が18事業者（40.9%）と最も多い。「年会費」については、「1万円未満」の事業者が18事業者（40.9%）と最も多い。

表Ⅱ-3-2：入会金・年会費の状況

	なし	1万円未満	1万円以上2万円未満	2万円以上	平均値
入会金	10 22.7%	7 15.9%	18 40.9%	9 20.5%	12,763円
年会費	9 20.5%	18 40.9%	16 36.4%	1 2.3%	8,698円

(3) 保育の利用申し込み

①利用料金

1時間当たりの利用料金は、「9時から17時等」までの間は「1,500円以上2,000円未満」が最も多い。

早朝、夜間、深夜になるにつれて、利用料金が高くなる傾向にある。

表Ⅱ-3-3：1時間当たりの利用料金

・1時間当たり基本料金(9時～17時等)

	1,500円未満	1,500円以上 2,000円未満	2,000円以上	未回答	平均値
会員	15 35%	23 53%	5 12%	1	1,623円
非会員	3 11%	9 32%	16 57%	16	1,987円

・1時間当たり早朝料金(7時～9時等)

	1,500円未満	1,500円以上 2,000円未満	2,000円以上	なし (未回答)	平均値
会員	4 18%	10 45%	8 36%	22	1,883円
非会員	0 0%	3 23%	10 77%	31	2,265円

・1時間当たり夜間料金(21時～24時等)

	1,500円未満	1,500円以上 2,000円未満	2,000円以上	なし (未回答)	平均値
会員	4 12%	14 42%	15 45%	11	1,957円
非会員	0 0%	3 15%	17 85%	24	2,382円

・1時間当たり深夜料金(0時～7時等)

	1,500円未満	1,500円以上 2,000円未満	2,000円以上	なし (未回答)	平均値
会員	0 0%	13 35%	24 65%	7	2,159円
非会員	0 0%	4 15%	22 85%	18	2,601円

(注) 割合は未回答を除いた事業者数で算出

②利用可能時間

利用可能時間をみると、44事業者のうち「24時間」利用可能である事業者が31事業者（70.5%）となっており、最も多い。

表Ⅱ-3-4：利用可能時間（開所・終了時間）

開始時間	事業者数	割合
～6:00	1	2.3%
6:01～7:00	3	6.8%
7:01以降	9	20.5%
24時間	31	70.5%

終了時間	事業者数	割合
～21:00	3	6.8%
21:01～22:00	3	6.8%
22:01以降	7	15.9%
24時間	31	70.5%

③保育の実施場所

保育の実施場所をみると、44事業者のうち「利用者の居宅」で実施する事業者が43事業者（97.7%）となっており、「保育者の居宅」で実施する事業者は4事業者（9.1%）であった。

表Ⅱ-3-5：保育の実施場所（複数回答）

保育の実施場所	事業者数	割合
利用者居宅	43	97.7%
シッター居宅	4	9.1%

※回収した44事業者のうち、1事業者はこの質問事項について未回答であった。

④保育者の情報確認

利用者が事前に確認できる保育者の情報をみると、44事業者のうち「氏名」、「保育場所」、「資格の有無」、「育児・保育経験」について多数の事業者が確認できることとしている。この情報の確認方法は、「契約時」や「面談時」が多い。

表Ⅱ-3-6：保育者の情報確認（複数回答）

確認事項	確認可能な事業者数	確認方法						
		HP上	面談時 (書面)	面談時 (口頭)	契約時 (書面)	契約時 (口頭)	求めに応じて	その他
氏名	43	0	7	7	3	12	0	14
保育場所	42	4	5	7	7	6	1	12
資格の有無	41	1	4	9	3	10	5	9
育児・保育経験	40	0	5	7	2	11	4	11
賠償責任保険の加入状況	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 44事業者のうち、1事業者はこの質問事項について未回答であった。

また、保育場所の確認ができない1事業者は、利用者居宅で保育の実施を行う事業者であった。

(4) 保育中や終了後の報告方法

保育中の様子について、44事業者のうち、利用者からの「求めに応じて電話」する事業者が36事業者(81.8%)と最も多く、次いで「求めに応じてメール」が22事業者(50.0%)となっている。

保育終了後、その日の様子などを利用者へ報告することについては、44事業者のすべてが「書面」で報告をしている。次いで「口頭」で報告が44事業者のうち31事業者(70.5%)であった。

表Ⅱ-3-7：保育中や終了後の報告方法（複数回答）

～保育中～

～利用終了後～

報告方法	事業者数	割合	報告方法	事業者数	割合
電話	5	11.4%	書面	44	100.0%
求めに応じて電話	36	81.8%	求めに応じて書面	0	0.0%
メール	3	6.8%	口頭	31	70.5%
求めに応じてメール	22	50.0%	求めに応じて口頭	3	6.8%
なし	3	6.8%	なし	0	0.0%

(参考：その他の結果表)

○事業者の所在地

所在地	事業者数	割合
都内	14	31.8%
指定都市	19	43.2%
その他	10	22.7%

○保育者の雇用形態（複数回答）

雇用形態	事業者数	割合
有期雇用(1年)	25	56.8%
有期雇用(1年以外)	2	4.5%
無期雇用	18	40.9%

その他、「登録スタッフ制」、「請負契約」等があった

○保育者の平均年齢

	事業者数	割合
40歳未満	6	13.6%
40歳以上50歳未満	22	50.0%
50歳以上	16	36.4%

○保育者の平均勤続年数

	事業者数	割合
3年未満	9	20.5%
3年以上6年未満	20	45.5%
6年以上9年未満	7	15.9%
9年以上	8	18.2%

○保育者の女性比率

	事業者数	割合
100%未満	6	13.6%
100%	38	86.4%

○利用者の募集に当たり、他のマッチングサイトの利用

	事業者数	割合
利用あり	1	2.3%
利用なし	43	97.7%

Ⅲ. 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの実態調査

1. マッチングサイト情報について

(1) サイトの管理者の所在地

5つのサイトの管理者の状況を見ると、3サイトが「都内」であった。

表Ⅲ-1-1：サイト管理者の所在地

所在地	サイト数
都内	3
指定都市	1
その他	1

(2) サイトの立ち上げ時期

サイトの立ち上げ時期を見ると、平成16年～20年（10年以内）に立ち上げているところが3サイトであった。

表Ⅲ-1-2：サイトの立ち上げ時期

サイト立ち上げ時期	サイト数
5年以内(H21～H25)	1
10年以内(H16～H20)	3
11年以上(~H15)	1

(3) 利用者・保育者の退会規定

利用者・保育者の退会規定が「あり」のところは2サイトであり、「なし」のところは3サイトであった。

表Ⅲ-1-3：利用者・保育者の退会規定

退会規定	サイト数
あり	2
なし	3

(4) サイトに登録されている利用者・保育者とマッチング件数

サイトに登録している利用者・保育者をみると、利用者が最も多いサイトでは、利用者は概ね16,000人であり、保育者は概ね6,000人が登録されていた。利用者が最も少ないサイトでは、利用者は概ね500人であり、保育者は概ね500人が登録されていた。

なお、マッチングの状況については、最も多いサイトでは概ね800件であり、最も少ないサイトで10件であった。

表Ⅲ-1-4：サイトに登録している保育者・利用者とマッチング件数(年間実績)

	登録者数(利用者)	登録者数(保育者)	マッチング件数
Aサイト	概ね7,500人	概ね400人	概ね800件
Bサイト	概ね500人	概ね500人	不明
Cサイト	概ね1,500人	概ね1,100人	概ね10件
Dサイト	概ね16,000人	概ね6,000人	不明
Eサイト	概ね1,000人	概ね400人	概ね50件

※ 利用者数と保育者数は、1人が複数サイトに登録していることも考えられる。
また、保育者数は、例えば、1サイトにおいてニックネーム等により1人が複数人として登録されていることも考えられる。

(5) 「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」のHP上の掲載

厚生労働省が公表している「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」について事業者のHP上に掲載「あり」が3サイトであり、「なし」が2サイトであった。

表Ⅲ-1-5：「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」のHP上の掲載

留意点の掲載	サイト数
あり	3
なし	2

2. 保育者について

(1) 保育者がサイトに登録する際の確認

保育者がサイトに登録するに当たっての確認事項をみると、すべてのサイトにおいて、「氏名、年齢、性別等」、「住所」、「保育の実施場所の住所（ベビーシッター（保育者）宅で保育を行う場合）」、「対応可能時間」、「提供するサービス内容及び料金」、「保有している資格」を確認している。この情報の確認方法については保育者の「自己申告」としているサイトが多い。

表Ⅲ-2-1：保育者がサイトに登録する際の確認事項（複数回答）

確認事項	確認可能な サイト数	確認方法		
		証明書等	自己申告	その他
氏名、年齢、性別等	5	2	3	0
住所	5	1	4	0
保育の実施場所の住所 (ベビーシッター(保育者)宅で保育を行う場合)	5	1	4	0
対応可能時間	5	0	5	0
提供するサービスの内容及び料金	5	0	4	1
1回に保育可能な人数	4	0	4	0
保有している資格	5	1	4	0
保育する子どもに関して契約している保険	4	1	2	1
ベビーシッター(保育者)が加入する賠償責任保険	4	1	2	1
提携医療機関の名称、提携内容	1	0	1	0

(2) 資格者

サイトに登録されている保育者に、資格・免許を有している者がどの程度いるかみると、保育者のうち「保育士資格」を有する者が「25%未満」が3サイトであり、2サイトは、保育者4人のうち1人以上は保育士資格を有している結果であった。

表Ⅲ-2-2：サイトに登録されている保育者に占める資格・免許の保有状況
(複数回答)

保育者に占める 資格・免許保有者割合	保育士 サイト数	家庭的保育者 サイト数	家庭的保育補助者 サイト数	認定ベビーシッター サイト数
25%未満	3	5	5	5
25%以上50%未満	2	0	0	0
50%以上75%未満	0	0	0	0
75%以上	0	0	0	0

保育者に占める 資格・免許保有者割合	幼稚園教諭 サイト数	小中高教諭 サイト数	看護師等 サイト数
25%未満	5	5	5
25%以上50%未満	0	0	0
50%以上75%未満	0	0	0
75%以上	0	0	0

3. 利用について

(1) 利用の流れ

利用の流れとしては、「利用者と保育者がサイト上でコンタクトをとり、メール等でやりとりを行い、保育を実施」するサイトが多かった。

(2) サイトの利用方法

マッチングサイトの利用方法をみると、5サイトのうち「自分のニーズに合うベビーシッター（保育者）をサイト上で検索」が4サイト、「掲示板に利用者の求める条件を書き込み、ベビーシッター（保育者）からの連絡を待つ」が3サイトであった。

表Ⅲ-3-1：サイトの利用方法（複数回答）

利用方法	サイト数
自分のニーズに合うベビーシッター(保育者)をサイト上で検索	4
掲示板に利用者の求める条件を書き込み、ベビーシッター(保育者)からの連絡を待つ	3

(3) 利用申込

①サイトに登録するに当たっての利用者の確認

利用者がマッチングサイトを利用するに当たっての利用者の確認事項をみると、5サイトすべてにおいて、「利用者の氏名、年齢、性別等」、「利用者の住所」を確認しており、それらの確認方法については「自己申告」としているサイトが多くなっている。

表Ⅲ-3-2：サイトに登録するにあたっての利用者の確認（複数回答）

確認事項	確認可能なサイト数	確認方法		
		書面	自己申告	その他
利用者の氏名、年齢、性別等	5	1	3	1
利用者の住所	5	0	4	1

②利用に当たっての登録料・年会費・紹介手数料（利用者）

サイトの利用に当たって、5サイトのうち2サイトは利用者からの登録料・年会費・紹介手数料を求めていなかった。5サイトのうち3サイトでみると、「登録料」を支払うところが1サイト、「年会費」を支払うところが1サイト、「紹介手数料」を利用者が支払うところが2サイトあった。

表Ⅲ-3-3：サイト利用に当たって利用者が支払う料金（複数回答）

利用者が支払うもの	サイト数
登録料	1
年会費	1
紹介手数料	2

5サイトのうち、保育者に対して料金を求めているサイトはなかった。

表Ⅲ-3-4：サイト利用に当たって保育者が支払う料金（複数回答）

ベビーシッター（保育者） が支払うもの	サイト数
登録料	0
年会費	0
紹介手数料	0

(4) 利用者が保育者について確認できる情報

利用者が保育者について確認できる情報をみると、すべてのサイトにおいて、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「保育場所」、「資格の有無」、「育児・保育経験」、「保険の加入状況」、「利用可能時間」、「利用料」を確認できることとしている。この情報の確認方法は「面談時に書面」、「求めに応じて」としているサイトが多い。

表Ⅲ-3-5：利用者が保育者について確認できる情報（複数回答）

確認事項	確認可能なサイト数	確認方法						
		面談時 (書面)	面談時 (口頭)	契約時 (書面)	契約時 (口頭)	求めに応じて	未把握	その他
氏名	5	2	0	0	0	1	0	2
住所	5	1	0	0	0	1	0	3
電話番号	5	2	0	0	0	1	0	2
メールアドレス	5	1	0	0	0	2	0	2
保育場所	5	1	1	0	0	1	0	2
資格の有無	5	1	0	0	0	1	0	3
育児・保育経験	5	2	1	0	0	1	0	3
保険の加入状況	5	1	1	0	0	1	0	2
利用可能時間	5	1	1	0	0	1	0	2
利用料	5	1	1	0	0	1	0	2

4. 利用者と保育者のトラブル対応

(1) サイトの対応状況

利用者と保育者との間でトラブル等が生じた場合の対応としては、5サイトのすべてが「利用者と保育者との間で対応」であった。4サイトは、「サイトの管理者に連絡できる仕組みとなっており、管理者が対応」であった。

表Ⅲ-3-6：利用者と保育者のトラブル対応（複数回答）

対応方法	サイト数
サイトの管理者に連絡できる仕組みとなっており、管理者が対応	4
利用者と保育者との間で対応	5

(2) 利用者からのクレームが多い保育者に対する対応

マッチングサイト内におけるクレームの多いベビーシッター（保育者）への対応をみると、クレームがないサイトが多く、そのほか、内容を判断し登録を抹消するという回答があった。

(3) 保育者からのクレームが多い利用者に対する対応

マッチングサイト内におけるクレームの多い利用者への対応をみると、クレームがないサイトが多く、そのほか、内容を判断し登録を抹消する等の回答があった。

(参考1)

認可外保育施設及びその他子どもを預かる施設・事業に関する調査 (基本票)

問1・2について、水色箇所に入力してください。
なお、入力された数値が自動的に集計されるようにしていますので、セルの統合・分割や配置を変更したりしないで下さい。

--

問 1	<p>児童福祉法施行規則第49条の2において定めている届出対象外の認可外保育施設について、都道府県・指定都市・中核市の判断により、①届出制を導入していますか？該当する項目について○を付けてください。</p> <p>②「導入している」と回答した場合、該当する項目に○を付け、どのようなものを届出対象としているか具体的内容を記載してください。</p>
-----	---

①導入状況

1 導入している

--

2 導入していない

--

②都道府県・指定都市・中核市の判断で導入している届出制

1 小規模施設(規則第49条の2第1号)

--

--

2 事業所内保育施設(規則第49条の2第1号イからハまで)

--

--

3 事業者が顧客のために設置する施設(規則第49条の2第1号ニ)

--

--

4 親族間の預かり合い(規則第49条の2第1号ホ)

--

--

5 臨時に設置される施設(規則第49条の2第2号)

--

--

6 幼稚園併設施設(規則第49条の2第3号)

--

--

問 2	<p>都道府県・指定都市・中核市において、問1の届出対象としている施設以外に届出対象外の施設等について(ベビーシッター等も含めて幅広く)把握している場合、①どのような方法で把握しており、②把握した場合はどのような方法で事業内容や事業実態を把握をしていますか？また、③把握している事業はどのようなものですか？ それぞれ、該当する項目に○を付けてください。</p> <p>※家庭的保育事業(国庫補助事業や地方単独保育施策によるものはもちろん、家庭的保育事業に類するものを除きます)</p>
-----	--

①把握の方法

回答欄	
1 補助事業等の実施に当たり把握	<input type="checkbox"/>
2 事業者からの相談(事業開始の前後を問わない)	<input type="checkbox"/>
3 住民からの連絡	<input type="checkbox"/>
4 建設や消防等、保育担当以外からの連絡	<input type="checkbox"/>
5 その他	<input type="checkbox"/>

②事業実態の把握

回答欄	
1 運営状況の報告を求め把握	<input type="checkbox"/>
2 立入調査により把握	<input type="checkbox"/>
3 その他	<input type="checkbox"/>

③把握している事業

回答欄	
1 小規模施設(規則第49条の2第1号及び条例において届出対象外としている小規模なもの)	<input type="checkbox"/>
2 ベビーシッター(個人)	<input type="checkbox"/>
3 ベビーシッター(事業所)	<input type="checkbox"/>
4 出張保育(保育者の居宅等でもなく、保護者の居宅でもない第3地で実施されるもの)	<input type="checkbox"/>
5 その他	<input type="checkbox"/>

認可外保育施設及びその他子どもを預かる施設・事業に関する調査（詳細票）

※都道府県・指定都市・中核市が運営状況報告等で把握している時点で記載してください。
 ※家庭的保育事業（国庫補助、地方単独保育施策、類するもの）は除いてください。

1 児童福祉法施行規則49条の2に定める届出対象外の認可外保育施設

※地方自治体が児童福祉法施行規則49条の2に定める届出対象外の認可外保育施設について届出制を導入している場合は、地方自治体における届出制の範囲で記載してください。

No	施設名	事業種別	開所時間 (平日)	24時間	定員	利用児童数	職員数	うち 保育士数	保険加入 状況	立入調査 実施の有無	保護者などか らの苦情の 有無	苦情への 対応方法	事業開始 年月日	実施確認 年月日

2 1以外のものであり、保育の対価を得て実施しているもの

※1以外のもので把握している事業について、幅広く記載してください。保育の対価を得て実施しているものが対象のため、例えば親族間の預かり等は調査対象外になります。

No	事業者名	事業種別	事業概要 ※保育の実施場所、保育従事者の資格要件、対象児童の年齢・人数、保育の時間帯 を盛り込み記載してください。			保護者など からの苦情 の	従事者数	利用児童数	保育の時間帯	苦情への 対応方法	事業開始 年月日	実施確認 年月日

家庭的保育事業等に関する調査

※都道府県・指定都市・中核市が届出や運営状況報告等で把握している時点で記載してください。

※対象となる家庭的保育事業とは次のものです

- ・国庫補助事業（家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業）
- ・地方単独保育施設による家庭的保育事業
- ・家庭的保育事業に類するもの

No	市区町村名	施設名	事業種別	開所時間 (平日)	定員	利用児童数	職員数	うち 保育士数	保護者などか らの苦情の 有無	苦情への 対応方法	保険加入 状況	事業開始 年月日

ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに関するアンケート

- 厚生労働省においては、この度のベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で見られるという大変痛ましい事件が二度と起こることのないよう、ベビーシッターなど子どもを預かるサービスに関する実態を把握し、安心・安全な子育て環境の検討を進めていきたいと考えています。
- そのためには、ベビーシッター等の子どもを預かるサービスに関する実態の把握が必要であり、記載頂ける範囲で構いませんので、アンケートにご協力をお願いします。
- 回答内容は、統計的に処理しますので、ご回答頂いた内容について個別事業者が分かるような形での公表はいたしません。
- また、事件の捜査とは全く関係ありません。

下記の間について、水色箇所に回答を入力してください。

なお、入力された数値が自動的に集計されるようにしていますので、セルの統合・分割や配置を変更したりしないで下さい。

○問1 貴社に関する事項を記載ください。

貴社名			
所在地			
事業開始時期	昭和・平成	年	月
URL			
本件担当者名			
電話番号			
メールアドレス			

○問2 利用料金を記載ください。なお、会員とビジターで利用料金を分けていない場合には、会員利用料金のみ記載ください。

入会金		円
年会費		円

・基本料金

	時 ~		時まで
会員利用料金		円/時間	
ビジター利用料金		円/時間	

・割増料金

	時 ~		時まで
会員利用料金		円/時間	
ビジター利用料金		円/時間	
	時 ~		時まで
会員利用料金		円/時間	
ビジター利用料金		円/時間	

	時 ~		時まで
会員利用料金		円/時間	
ビジター利用料金		円/時間	
	時 ~		時まで
会員利用料金		円/時間	
ビジター利用料金		円/時間	

・その他(具体的に記載ください)

○問3 利用可能時間を記載ください。

 時 ~ 時まで

○問4 ベビーシッターの人数について記載ください。また、そのうち保育士資格等を有している人数について記載ください。

ベビーシッター数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、保育士数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、幼稚園教諭数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、小・中・高教諭数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、看護師等(※1)数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、家庭的保育者数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、家庭的保育補助者数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、認定ベビーシッター(※2)数	人程度	(平成	年	月現在)
年間利用件数	件	(平成	年度)	
うち、個人利用件数	件	(平成	年度)	

(※1)看護師、准看護師、助産師、保健師

(※2)公益社団法人全国保育サービス協会に認定ベビーシッターとして登録している者

○問5 ベビーシッターの雇用形態について記載ください。

雇用形態	有無	更新期間	人数
有期雇用		年更新	人
無期雇用		—	人
その他(具体的に記載ください)			人

○問6 ベビーシッターの状況について記載ください。

平均年齢	歳
平均勤続年数	年
女性比率(※)	%

(※)女性のベビーシッター数/全ベビーシッター数

○問7

ベビーシッターは、どのような資格等所有者を基準に登録・採用されていますか。「○」を記載ください。

保育士資格	幼稚園教諭	小・中・高教諭	看護師等(※1)
家庭的保育者	家庭的保育補助者	育児経験	
			年以上
認定ベビーシッター(※2)	その他(資格等名を記載ください)		特になし

(※1)看護師、准看護師、助産師、保健師

(※2)公益社団法人全国保育サービス協会に認定ベビーシッターとして登録している者

○問8

ベビーシッターに対する研修体系について「○」を記載ください。

採用時に研修を実施	現任研修を実施	実施していない	その他(具体的に記載ください)

○問9

問8で研修を実施等している場合、記載ください。

・採用時研修

全国保育サービス協会実施の研修を受講させている(新任研修会)	全国保育サービス協会実施の研修を受講させている(現任 I 研修会)
独自研修を実施	その他(具体的に記載ください)
時間	

・現任者研修

実施等の頻度	回/年

全国保育サービス協会実施の研修を受講させている(新任研修会)	全国保育サービス協会実施の研修を受講させている(現任 I 研修会)
独自研修を実施	その他(具体的に記載ください)
時間	

○問10 利用者からのクレームの多いベビーシッターについて、どのように対応されていますか。具体的に記載ください。

--

○問11 保育中の様子など利用者へ報告をすることとしていますか。「○」を記載ください。

電話で報告	求めに応じて 電話で報告	メールで報告	求めに応じて メールで報告
報告していない	その他(具体的に記載ください)		

○問12 1日の保育終了後、その日の様子など利用者へ報告をすることとしていますか。「○」を記載ください。

書面で報告	求めに応じて 書面で報告	口頭で報告	求めに応じて 口頭で報告
報告していない	その他(具体的に記載ください)		

○問13 利用者の募集に当たり、インターネット上の他社のマッチングサイトを利用していますか。「○」を記載ください。

利用あり	利用なし

○問14 事業者として賠償責任保険に加入されていますか。「○」を記載ください。

加入あり	加入なし

○問15 利用者が事前に確認できる貴社のサービス内容等について「○」を記載ください。

連絡先	利用料	ベビーシッターの資格 (保育士・幼稚園教諭等)・ 経験の有無	研修内容
賠償責任保険の 加入状況	付加的サービス内容	その他(具体的に記載ください)	

○問15-2 問15-1の内容については、いつ確認できることになりますか。HP上に記載、ベビーシッターとの面談時に書面交付又は口頭説明、契約時に書面交付又は口頭説明、求めに応じて対応、その他のうちから記載ください。

連絡先	利用料	ベビーシッターの資格 (保育士・幼稚園教諭等)・ 経験の有無	研修内容
賠償責任保険の 加入状況	付加的サービス内容	その他(具体的に記載ください)	

○問16 利用に当たっての流れを具体的に記載ください。

--

○問17 保育の実施場所について「○」を記載ください。

利用者の居宅	ベビーシッターの居宅	その他(具体的に記載ください)

○問18-1 ベビーシッターについて、利用者が事前に確認できる内容について「○」を記載ください。

氏名	保育場所	ベビーシッターの資格 (保育士・幼稚園教諭等) の有無	育児経験 保育経験	ベビーシッター個人の 賠償責任保険の加入状況(※)
その他(具体的に記載ください)				

(※)事業者として賠償責任保険に加入していない場合に記載

○問18-2 問18-1の内容については、いつ確認できることとなりますか。HP上に記載、ベビーシッターとの面談時に書面交付又は口頭説明、契約時に書面交付又は口頭説明、求めに応じて対応、その他のうちから記載ください。

氏名	保育場所	ベビーシッターの資格 (保育士・幼稚園教諭等) の有無	育児経験 保育経験	ベビーシッター個人の 賠償責任保険の加入状況(※)
その他(具体的に記載ください)				

(※)事業者として賠償責任保険に加入していない場合に記載

○問19 厚生労働省でまとめています「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」について、貴社のインターネットサイトでの掲載の有無を教えてください。

掲載あり	掲載予定		掲載なし
	月	日頃掲載予定	

※掲載頂ける場合は、次のリンク先をご活用下さい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/babysitter/index.html

○問20 ベビーシッター事業に関するサイトや子どもの預かりサービスのマッチングサイトについて、他にご存知でしたらサイト名等をご教示ください。

○問21 その他、ご意見等ございましたら、記載ください。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトに関するアンケート

- この度のベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという大変痛ましい事件については、インターネットのマッチングサイトを利用したものであると報道されています。
- 厚生労働省においては、今回のような事件が二度と起こることのないよう、ベビーシッターなど子どもを預かるサービスに関する実態を把握し、安心・安全な子育て環境の検討を進めていきたいと考えています。
- そのためには、マッチングサイトに関する実態の把握が必要であり、記載頂ける範囲で構いませんので、アンケートにご協力をお願いします。
- 回答内容は、統計的に処理しますので、ご回答頂いた内容について個別事業者が分かるような形での公表はいたしません。
- また、事件の捜査とは全く関係ありません。

下記の問について、水色箇所には回答を入力してください。

なお、入力された数値が自動的に集計されるようにしていますので、セルの統合・分割や配置を変更したりしないで下さい。

○問1 貴社に関する事項を記載ください。

サイト名	
貴社名	
所在地	
サイト立ち上げ時期	昭和・平成 年 月
URL	
本件担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

○問2-1 ベビーシッター(保育者)について教えてください。

貴サイトに登録するに当たり、ベビーシッター(保育者)について、以下の内容について確認している場合は、該当するものに○を記載ください。また、それらの確認方法について、証明書等提出、自己申告、その他のうちから記載ください。

確認事項	確認の有無	確認方法
ベビーシッター(保育者)の氏名、年齢、性別等		
ベビーシッター(保育者)の住所		
保育の実施場所の住所(ベビーシッター(保育者)宅で保育を行う場合)		
対応可能時間		
提供するサービスの内容及び料金		
1回に保育可能な人数		
ベビーシッター(保育者)が有している資格		
保育する子どもに関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額		
ベビーシッター(保育者)が加入する賠償責任保険		
提携している医療機関の名称、提携内容		
その他		

○問2-2 貴サイトに登録されているベビーシッター(保育者)数を記載ください。また、そのうち保育士資格等を有している方の人数を記載ください。

ベビーシッター数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、保育士数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、幼稚園教諭数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、小・中・高教諭数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、看護師等(※1)数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、家庭的保育者数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、家庭的保育補助者数	人程度	(平成	年	月現在)
うち、認定ベビーシッター(※2)数	人程度	(平成	年	月現在)

(※1)看護師、准看護師、助産師、保健師

(※2)公益社団法人全国保育サービス協会に認定ベビーシッターとして登録している者

○問3-1 利用者について教えてください。

貴サイトに登録するに当たり、利用者について、以下の内容について確認している場合は、該当するものに○を記載ください。また、それらの確認方法について、書面提出、自己申告、その他のうちから記載ください。

確認事項	確認の有無	確認方法
利用者の氏名、年齢、性別等		
利用者の住所		
その他		

○問3-2 利用者は、貴社のサイトからどのようにベビーシッター(保育者)を見つけるのでしょうか。

自分のニーズに合うベビーシッター(保育者)をサイト上で検索	
掲示板に利用者の求める条件を書き込み、ベビーシッター(保育者)からの連絡を待つ	
その他	

○問3-3 貴サイトに登録されている登録者数と年間マッチング件数を教えてください。

登録者数		人程度	(平成		年		月現在)
マッチング件数		件	(平成		年度)		

○問4-1 利用者やベビーシッター(保育者)へのクレームは、どのように対応していますか。

貴サイトの管理者に連絡できる仕組みとなっており、管理者が対応	
利用者やベビーシッター(保育者)との間で対応	
その他	

○問4-2 利用者等からのクレームが多いベビーシッター(保育者)について、どのように対応されていますか。

--

○問4-3 ベビーシッター(保育者)等からのクレームが多い利用者について、どのように対応されていますか。

--

○問4-4 利用者、ベビーシッター(保育者)の退会規定はありますか。具体的に記載ください。

--

○問5 利用料について記載ください。

・利用者

登録料	年会費	1件あたり 紹介手数料	その他	
円	円	円		円

・ベビーシッター(保育者)

登録料	年会費	1件あたり 紹介手数料	その他	
円	円	円		円

○問6 ベビーシッター(保育者)の利用に当たっての流れを具体的に記載ください。

--

○問7-1 ベビーシッター(保育者)について、利用者がHP上で確認できる内容について「○」を記載ください。

氏名	住所	電話番号	メール アドレス	保育場所	ベビーシッターの資格 (保育士・幼稚園教諭等) の有無	育児経験 保育経験
賠償責任保険の 加入状況		利用可能時間		利用料	その他(具体的に記載ください)	

- 問7-2 問7-1以外の内容については、利用者はいつ確認できることになりますか。ベビーシッター（保育者）との面談時に書面交付又は口頭説明、契約時に書面交付又は口頭説明、求めに応じて対応、未把握、その他のうちから記載ください。

氏名	住所	電話番号	メールアドレス	保育場所	ベビーシッターの資格 (保育士・幼稚園教諭等) の有無	育児経験 保育経験
賠償責任保険の 加入状況	利用可能時間		利用料	その他(具体的に記載ください)		

- 問8 厚生労働省でまとめています「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」について、貴社のインターネットサイトでの掲載の有無を教えてください。(掲載あり・〇〇頃掲載予定・掲載なしのいずれかをご回答ください。)

掲載あり	掲載予定		掲載なし
	月	日頃掲載予定	

※掲載頂ける場合は、次のリンク先をご活用下さい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/babysitter/index.html

- 問9 子どもの預かりサービスのマッチングサイトについて、他にご存知でしたらサイト名等を記載ください。

- 問10 その他、ご意見等ございましたら、記載ください。

(参考 2)

児童福祉法における認可外保育施設の位置づけ

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

6 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

7 都道府県知事は、第三項の勧告又は第五項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都

道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
 - 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - 三 建物その他の設備の規模及び構造
 - 四 事業を開始した年月日
 - 五 施設の管理者の氏名及び住所
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち厚生労働省令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。
- 3 道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 一 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 二 建物その他の設備の規模及び構造
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

第五十九条の二の三 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するように努めなければならない。

第五十九条の二の四 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 二 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を道府県知事に報告しなければならない。

- 2 道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

第五十九条の二の六 都道府県知事は、第五十九条、第五十九条の二及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる

第六十二条の四 第五十九条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の過料に処する。

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年三月三十一日厚生省令第十一号）

第四十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

一 一日に保育する乳幼児の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

イ 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の乳幼児の数

ハ 地方公務員等共済組合法 に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の乳幼児の数

ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の乳幼児の数

ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数

ヘ 一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数

二 法第三十四条の十四第一項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設

三 半年を限度として臨時に設置される施設

四 学校教育法 に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

第四十九条の三 法第五十九条の二第一項第六号 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 開所している時間

- 二 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 三 届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 四 入所定員
- 五 届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を八で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- 六 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 七 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 八 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

第四十九条の四 法第五十九条の二第二項 に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項第一号 から第三号 まで及び第五号 に掲げる事項とする。

第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 事業を開始した年月日
- 三 開所している時間
- 四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 五 入所定員
- 六 保育士その他の職員の配置数又はその予定

第四十九条の六 法第五十九条の二の四第三号 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 施設の管理者の氏名及び住所
- 三 当該利用者に対して提供するサービスの内容
- 四 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 五 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 六 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項 の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地

- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

児童福祉法における家庭的保育事業の位置づけ

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第六条の三

9 この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

第三十四条の十五 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

○2 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○3 市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十六 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十七 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

○2 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

○3 都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

○4 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うこ

とを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年三月三十一日厚生省令第十一号）

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第一項 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 三 家庭的保育者の氏名、経歴及び住所
- 四 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 五 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 六 事業開始の予定年月日

○2 市町村は、法第三十四条の十五第一項 の規定による届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第三項 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 現に保育を受けている乳幼児に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

第三十六条の三十八 法第三十四条の十六 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 家庭的保育者は、保育を行つている乳幼児の保育に専念できる者であること。
- 二 家庭的保育者は、法第十八条の五 各号及び法第三十四条の二十第一項第四号 のいずれにも該当しない者であること。
- 三 保育する乳幼児の数は、三人以下とすること。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。次条において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とすること。
- 四 保育を行う場所は、家庭的保育者の居宅その他の場所であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「居宅等」という。）で実

施するものとする。

- イ 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
 - ロ イに掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数の一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。
 - ハ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
 - ニ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
 - ホ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
 - ヘ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。
 - 五 保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、市町村が定めること。
 - 六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育を行わせること。
 - 七 市町村は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること。
 - 八 市町村は、家庭的保育事業が適正かつ確実に実施されるよう、保育所その他の関係機関と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を行わなければならないこと。
 - イ 家庭的保育者に対し、その保育が適切に行われるよう、保育の内容に関する相談、助言、巡回指導その他の必要な支援を行うこと。
 - ロ 家庭的保育者の保育に関する理解と関心を深めるとともに、資質の向上を図るため、家庭的保育者間の交流を促進すること。
 - ハ 代替保育（家庭的保育者が病気、休暇等により保育を行うことができない場合に、当該家庭的保育者に代わつて行う保育をいう。）の実施のために必要な体制を整備すること。
 - ニ 家庭的保育者が保育を行う乳幼児について、必要に応じて、保育所における集団保育を体験させるための機会を設けるよう努めること。
- 第三十六条の三十九 法第三十四条の十八 に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。
- 一 家庭的保育者の氏名、保育士又はその他の資格及び経験年数に関する事項
 - 二 保育を行う居宅等の位置、施設及び設備の状況に関する事項
 - 三 次に掲げる家庭的保育事業の運営の状況に関する事項
 - イ 家庭的保育者が保育する乳幼児の数、保育状況、家庭的保育補助者の状況及び保育時間
 - ロ 家庭的保育者の保育の方針

- ハ 家庭的保育者に対する支援体制に関する事項
 - ニ その他家庭的保育事業に関する事項
 - 四 保育料の額に関する事項
 - 五 家庭的保育事業による保育の利用手続に関し、市町村長が必要と認める事項
- 2 法第三十四条の十八 に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。